

# 春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 1 月 25 日策定

令和 3 年 3 月 25 日改定

春日部市農業委員会

## 第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正により、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として、位置づけられた。

春日部市農業委員会は、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」を一体的に進めていくための指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和 6 年を目標とし、農業委員と推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第 2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
設定時の現状 (平成 29 年 3 月)	2, 277 ha	15.0 ha	0.65 %
3 年後の目標 (令和 2 年 3 月)	2, 236 ha	8.6 ha	0.38 %
改定時の現状 (令和 2 年 3 月)	2, 167 ha	10.7 ha	0.49 %
目標 (令和 6 年 3 月)	2, 054 ha	0 ha	0 %

※改定時の現状「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地の合計面積

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農業委員と推進委員の連携により利用状況調査（随時）と利用意向調査（1 1 月）を行い、結果について速やかに農地情報公開システムに反映する。
- ② 利用意向調査の結果を踏まえ、農地中間管理機構との連携を図る。
- ③ 利用意向調査の実施時期にかかわらず、農地パトロールを適宜実施し、遊休農地等の早期発見に努める。

- ④ 遊休農地所有者を特定し、農業上の生産を最優先した土地利用を促すと共に適切な管理に努めるよう啓発する。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
設定時の現状 (平成 29 年 3 月)	2, 277 ha	160 ha	7.3 %
3 年後の目標 (令和 2 年 3 月)	2, 236 ha	960 ha	43.8 %
改定時の現況 (令和 2 年 3 月)	2, 156 ha	433 ha	20.0 %
目標 (令和 6 年 3 月)	2, 054 ha	553 ha	26.9 %

※改定時の現状「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 「人・農地プラン」の実質化を促進するため、地域での話合いに積極的に参加する。
- ② 農業委員及び推進委員の現場活動等により把握した情報をもとに農業経営基盤促進法による利用権設定や農地中間管理事業等による貸し借り事業により農地利用集積を進める。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
設定時の現状 (平成 29 年 3 月)	2 人 1.0 ha	0 法人 0 ha
3 年後の目標 (令和 2 年 3 月)	9 人 4.5 ha	3 法人 1.5 ha
改定時の現況 (令和 2 年 3 月)	6 人 3.8 ha	1 法人 0.7 ha
目標 (令和 6 年 3 月)	12 人 7.6 ha	3 法人 3.0 ha

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 埼玉県春日部農林振興センター、春日部市、南彩及び埼玉みずほ農業協同組合等の関係機関と連携し、新規参入者(法人を含む。)を把握し、様々な相談に応じるとともに、農地の斡旋に努めるなど積極的に支援を行う。
- ② 農業の魅力発信と新規就農に対する支援制度等の周知活動に努める。
- ③ 農業委員及び推進委員は、参入希望者(法人を含む。)の地域での受け入れ条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。